

県立日南振徳高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

## はじめに

今日の学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、いわゆる「ネットいじめ」といわれるインターネット上での様々な新たないじめ問題が生じるなど、「いじめ」はますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした状況の中で、全ての教職員が改めて「いじめ」という行為や「いじめ問題」に取り組むことが求められています。

こうした中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、宮崎県では平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されました。

このことを受けて、本校では、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「県立日南振徳高等学校いじめ防止基本方針」として定めました。

(平成27年・28年4月・30年2月一部改訂)

## もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	2
第2	いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	2
2	いじめの防止等に関する措置	3～
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	6
3	その他の留意事項	7～
(1)	組織的な指導體制	7
(2)	校内研修の充実	7
(3)	校務の効率化	7
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5)	地域や家庭との連携について	8
(6)	関係機関との連携について	8
4	重大事態への対応	8
第3	その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9～
【別添資料】	資料1「学校いじめ防止プログラム」	
	資料2「学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント」	
	資料3「学校の中で見られるいじめのサイン」	
	資料4「家庭生活の中で見られるいじめのサイン」	
	資料5「いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）」	
	別紙1「年間を見通したいじめ防止指導計画」	
	別紙2「いじめ相談の窓口について」	

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 「いじめは『いじめている』側が100パーセント悪い。『いじめられている』側に問題があるのではない。」という認識と、「いじめは決して許されない行為である」ということについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- 全職員が、いかなるいじめ問題も軽視することなく、いじめを受けている生徒を守ることを最優先し、迅速に対応します。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるという事実を正しく理解し、いじめ問題に対して適切に対応します。
- 「いじめ問題は人権問題である」と捉え、「いじめは絶対に許さない」という強い意志で「いじめゼロの学校」を目指します。

#### (1) いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大切であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく早期に発見し、早期の対応に努めます。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速な対応を行います。さらには、いじめた生徒、観衆、傍観者等に対しても、いじめに関する基本的な考え方や互いに認め合いながらいじめ問題を解決するために指導を行います。なお、いじめの解決に向けては、特定の教職員が抱え込まず、学年・学科及び学校全体で組織的にチームで対応します。

## 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織「いじめ不登校対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「教育相談委員会」に併設する形で「いじめ不登校対策委員会」を設置します。なお、通常、週1回の定例会の開催を原則とし、いじめ事案の発生時には、必要に応じて臨時に緊急開催することとします。

また、学期に1回程度、生徒会と協議する場を設けるなど、生徒の意見を積極的に取り入れ、生徒主体のいじめ防止のための取組を推進します。

## 【構成員】

教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、関係学科主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係職員、その他

## 【活動】

- 「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルの作成とその実施状況の確認
- 校内研修会の企画・立案
- 調査（学校生活アンケート等）の結果・報告等の情報整理及び分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針の決定

## 2 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

#### ア 生徒が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
  - ホームルームでの話し合い活動「クラス会議」の実施
  - ボランティア活動の推進
- (イ) 生徒同士がお互いに支え合う人間関係をつくるために、「ピア・サポート活動」を推進します。
  - ピア・サポーターの募集とピア・サポート・トレーニングの実施
  - 生徒が匿名で要望・相談等を生徒会に訴えられる「相談箱（仮称）」の設置
  - ホームルーム等における生徒同士の相談活動の推進
- (ウ) いじめ問題の理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を生徒自身の手で企画・実施します。
  - 生徒総会等を利用した「いじめゼロの学校」をめざした取組
  - 生徒会やピア・サポート委員会による文化祭での企画展示など

#### イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
  - 生徒一人ひとりの実態に応じた「わかる授業」の実践
  - 職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的に教育相談週間を設け、生徒一人ひとりに寄り添った相談体制づくりを目指します。
  - 教育相談週間の設定
    - ・学校生活全般（学習面や友人関係等）に関する個人面談の実施
    - ・「学校生活アンケート」実施後の聞き取り調査のための個人面談の実施
    - ・進路指導を含めた個人面談の実施
- (ウ) 教科やホームルーム活動の時間等を中心にして、人権教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許さない」という人権感覚を育むことを目指します。
  - 教科やホームルーム等を中心とした人権教育や情報モラル教育の時間設定
  - 外部講師による講演会の実施
    - ・1年生の集団宿泊研修やLHRの時間を活用した「いじめに関する紙上討論」の実施。

## (2) いじめの早期発見

- ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
- 生徒の発する具体的なサインの作成と共有
  - 教職員や保護者が具体的なサイン表で定期的に確認
- イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定
  - いじめ相談窓口の周知
    - ・校内では、担任や副担任、教育相談担当職員などが窓口になります。
    - ・いじめ等さまざまな教育相談は、生徒・保護者ともに上記窓口で、面接及び電話により受け付けます。詳細は、別紙2を参照。
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施し、集計結果を教職員で情報共有し、個別の聴き取り面談を行い、生徒自身の希望と必要に応じて具体的な対応を検討します。
- 学校独自のアンケートの実施（6月・11月実施）
    - ・「学校生活アンケートⅠ（ACCESS）」記名式
    - ・「学校生活アンケートⅡ（いじめ関係）」記名式
  - 県下一斉のアンケートの実施
    - ・「学校におけるいじめ等の実態把握について」（2学期実施）無記名式
    - 『いじめ・体罰に関するアンケート』・『携帯電話等に関するアンケート』
- エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図り、いじめの予防策の参考にします。
- 学年会（学級担任）、拡大学年会（学級担任・副担任）、学科会、学年主任会での情報の共有
  - 職員会議での情報の共有
  - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
  - 過去のいじめ事例の蓄積（事例内容と具体的な対応等）

## (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・報告・通報を受けたときの対応
- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせます。
  - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
  - 発見又は通報を受けた職員は、いじめの事実について、生徒指導主事（「いじめ不登校対策委員会」を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに連絡します。
- イ 情報の共有
- 上記アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は「いじめ不登校対策委員会」の関係職員に報告し、情報の共有化を図ります。
- ウ 事実関係についての調査
- 速やかに「いじめ不登校対策委員会」を開き、調査の方法について決定します。
  - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
  - 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

○必要な場合には、生徒へのアンケート調査を臨時に行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者にその情報を提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。

エ 解決に向けた支援及び指導

○専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。

○事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。

○いじめ不登校対策委員会の委員や学年・学科職員と連携して組織的なチームでの対応に努めます。

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

**いじめられた生徒とその保護者への支援**

**【いじめられた生徒への支援】**

いじめられた生徒の苦悩を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

**【いじめられた生徒の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽して支援するという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

**いじめた生徒への指導又はその保護者への支援**

**【いじめた生徒への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で支援すると共に、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みが分かることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気づかせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合には、適切に懲戒を行う

#### 【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気づいたことがあれば、報告してもらう

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って、関係調整が必要となる場合には、中立・公平性を大切にしてい、対応します。

- ・和解を急がず、双方から相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す

#### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見たり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気を持って「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

#### いじめ解消の要件について

いじめの解消は、単に謝罪をすることではありません。そこで、いじめが解消している状態を以下の2つの要件が満たされている場合とします。ただし、この2つの要件に限定せず、必要に応じて、それぞれのケースに応じて、その他の事情も勘案して判断します。

- ・いじめに係る行為が止んでいること  
(心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性から、更に長期間にわたっての経過観察が必要と思われる場合には、その判断をより長期に設定することがあります。全職員は、いじめを訴えた生徒の様子を含めて、状況を更に長期間注視し、解決を確認します。)
- ・いじめられたと訴えている生徒が、心身の苦痛を感じていないこと  
(いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられたと訴えている生徒が、いじめ行為により心身に苦痛を感じていないことが確認され、生徒及び保護者が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等を行い、確認します。により、)

#### オ 関係機関への報告・連絡・相談

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。
- 深刻ないじめや暴力行為等において、生命や身体財産への被害があるなど、犯罪行為の可能性がある場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

○円滑な連携を図るために、日頃から警察等の関係機関の担当者との関係を築き、いじめ問題について、積極的に連絡・相談します。

カ 継続指導・経過観察

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどが「ネット上のいじめ」であり、犯罪行為に当たります。

イ ネット上のいじめの予防

○フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。

(家庭内ルールの作成など)

○教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。

○生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。

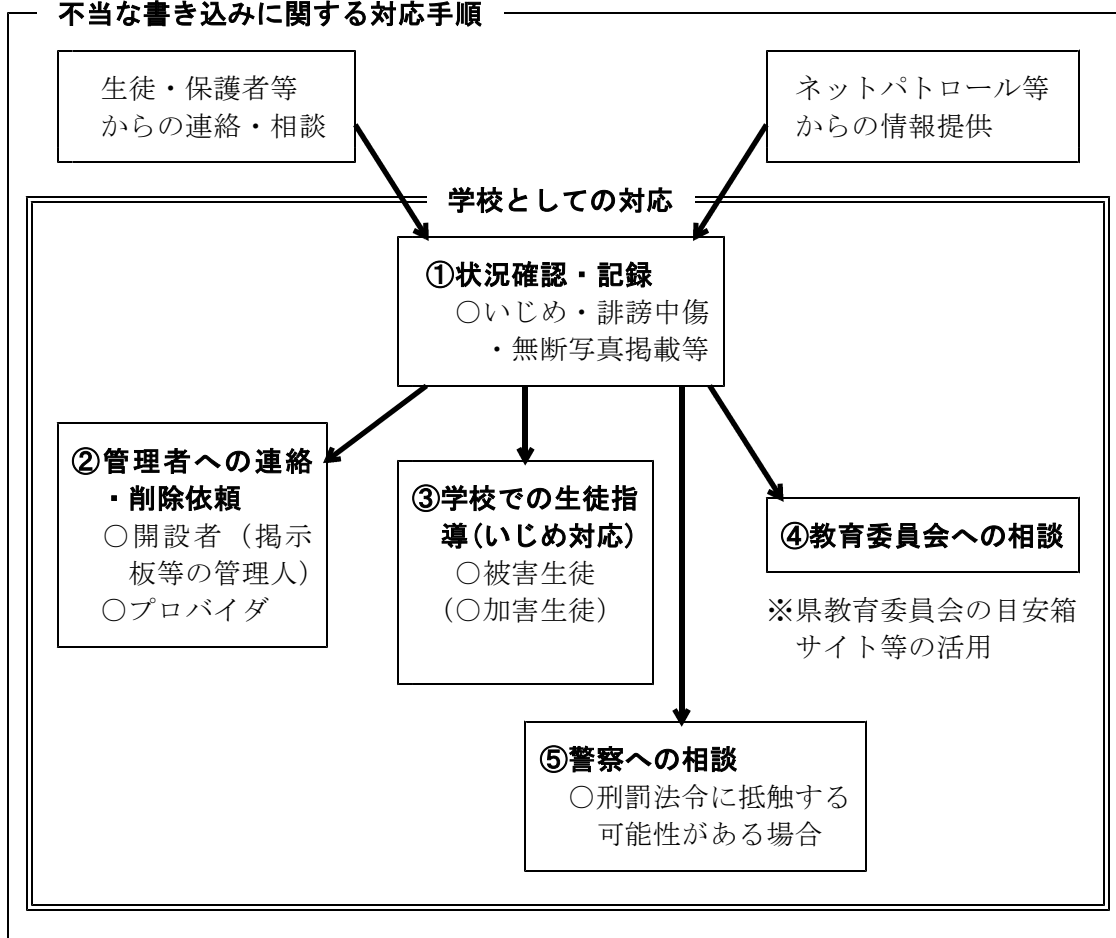
○インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネット上のいじめへの対処

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネット上のいじめの把握に努めます。

○不当な書き込み等には、次の手順により対処します。

不当な書き込みに関する対応手順





### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的にチームで対応します。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの防止や早期発見・実態把握等のいじめ問題に対する取組状況など、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を目指します。

#### (5) 生徒会活動の活性化

生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、生徒同士で悩みを聞き合うピア・サポート活動など、いじめ防止に関する取組を充実させます。

#### (6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするためPTAや学校評議員、地域との連携促進で、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### (7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

- ① 教育委員会との連携
  - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
  - ・関係機関との調整
- ② 警察との連携
  - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
  - ・犯罪等の違法行為がある場合

- ③ 教育相談体制の充実
  - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用  
(県教育委員会への依頼)
  - ・家庭の養育に関する指導・助言
  - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 行政関係(市子ども課等)との連携
  - ・家庭相談員や民生委員等の活用
- ⑤ 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対応

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織(「宮崎県いじめ問題対策委員会」)に協力することとします。
- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ・生徒が自殺を企図した場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・高額な金品を奪い取られた場合 など
  - 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時、適切な方法で説明します。

### 第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目処として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。